

中小企業・
個人事業者
のための

第3弾



エネルギー価格等 高騰対策支援金

電気・ガス等をはじめとする物価高騰への支援

申請期間

令和7年5月9日(金)～8月29日(金)

※郵送の場合は最終日の消印有効

給付額

一律5万円を給付します

給付対象

①から③のすべてに該当する中小企業者

① 令和6年4月から令和7年3月までの任意の1か月において、



電気



ガス
(LPガスも含む)



ガソリン



軽油・灯油・重油

の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和6年4月から令和7年3月までの連続する3か月において月平均で50万円以上あること。

②

法人

:市内に本店(法人税の納税地)を有すること。

個人事業者

:市内に住所(住民票)を有すること又は市内に主たる事業所を有すること。

③

今後も市内で事業継続する意思があること。

本支援金は他支援金等との併給が可能です。

申請方法(オンライン／郵送)や申請先などの詳細情報は、
特設WEBサイト等で公開しております。

千葉市 中小企業 支援金

検索

お問い合わせ

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

電話番号【043-227-2260】 FAX番号【043-227-2265】

平日 8:30～17:30 土日・祝日はお休み(令和7年5月9日から)

chibacity-chushoenergy@jtb.com

よくあるご質問

Q 申請にはどのような書類の提出が必要ですか？

A 申請書、誓約書・同意書、通帳の写し、確定申告書の写し、本人確認書類の写し（個人）、国民健康保険証※等の写し（個人）等のほか、下記書類の提出が必要です。

- ・光熱費（電気・ガス）：
利用額、利用者、利用月、利用会社が確認できる請求書・領収書、電気・ガス使用量のお知らせなどが必要です。
- ・燃料費（ガソリン等）：
利用日、利用額、品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細などが必要です。
- ・その他の経費の場合も、支払い内容がわかる領収書などが必要です。

※保険証をお持ちでない方は、「資格確認書の写し」または「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の写し」を提出。
（詳細は「申請の手引き」参照）

Q 電気料金やガス料金の領収書を紛失してしまいました。どのようにすればよいのでしょうか？

A 紛失した場合は、ご利用の電力会社、ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。また利用額、利用者、利用月、利用会社を確認できれば、WEBページのスクリーンショットでも可です。

Q 中小企業でなくても対象となりますか？

A 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等）の場合も申請書（様式第1号）の第1面の表中の各業種に規定される規模以下の場合は、本支援金の対象となります。

Q 対象となる業種は？

A 政治団体、宗教団体等は対象外となります。対象となる業種は幅広く医療機関、福祉施設、専業で農業を営む方なども対象となります。対象業種につきましては「申請の手引き」をご参照ください。

Q 自宅兼事務所の場合は、どのように申請するのでしょうか？

A 税の申告と同様に、事業用に使用した経費を按分して経費を算出し、事業用分のみを申請してください。

Q 兼業していますが、対象となりますか？

A 個人事業主がアルバイトの副収入がある場合でも対象となります。具体的には、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

Q 被雇用者または社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、給付を受けられますか？

A 受けられません。
本業として事業活動をされている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられている者とみなし、対象外となります。なお、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

Q 市内に本店があり、市外に支店があります。対象経費は合算できますか？

A 合算できますが、1法人または1個人につき申請は1回までとなります。市内外に複数の事業所を有している場合の電気料・ガス料の利用総額は、市内外全事業所分を合算して算出することができます。

Q 個人事業主ですが住民票は市内にあり、事業所が市外にあります。対象となりますか？

A 対象となります。また、個人事業主の方で住民票が市外にある方でも、市内に主たる事業所がある場合は対象となります。

Q 国、県、市の他の支援金等を受給しています。併給は可能ですか？

A 本支援金は、他支援金等を受給している場合でも併給可能となっておりますので、ご申請ください。ただし、他支援金等の規定における併給可否及び条件につきましては、他支援金等の事務局にご確認ください。



支援金の不正受給は犯罪です！